「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」 等について(概要)

1. 都市再生緊急整備地域の変更内容

都市再生緊急整備地域について、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第5条第1項に基づく地方公共団体からの変更に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、都市再生緊急整備地域の拡大を行う。

自治体名	都市再生緊急整備地域 名称		種別	都市再生緊急整備地域 に係る面積		特定都市再生緊急整備地域 に係る面積	
東京都	拡大前	拡大後		改正前	改正後	改正前	改正後
	東京都心・臨海地域		地域拡大	2, 040ha	2, 043ha	2, 040ha	2, 043ha

2. 東京都心・臨海地域について

(1) 地域の拡大

当地域においては、各地で多数の都市開発事業及び公共施設整備が進捗しており、今後も多くのプロジェクトの予定がある。

その中で、虎ノ門駅周辺の区域については、同駅南側エリアを中心に、国際的な生活環境を備えたビジネス・交流拠点として、段階的な都市基盤整備(虎ノ門ヒルズ等)により、業務・商業・居住・宿泊・医療・教育等の多様な都市機能が集積している。

このような状況の下、虎ノ門駅周辺地域における拠点機能の形成を一層推進する観点から、虎ノ門駅北側エリアについて、駅まち一体空間の実現等を目指す新たなプロジェクトが検討されている。

このため、こうした機運の高まりを後押しするために、都市再生緊急整備地域を虎ノ門駅北側の地域に拡大し、特例措置の活用等を通じた一層の都市再生の進展を図ることとする。

(2) 地域整備方針の変更

都市開発事業に関する計画策定等に伴い、地域整備方針の変更を行う。

3. 既指定地域の評価について

指定後一定期間を経過した地域において、上位計画等における位置づけや都市開発事業等の進捗状況、整備効果等の評価を行い、今回の評価対象である4地域(都市再生緊急整備地域を拡大する東京都心・臨海地域を含む)の地域指定を継続することとする。

東京都心·臨海地域<2,043ha【2,043ha】> 区域図

※【】内は特定都市再生緊急整備地域の面積



